

二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）					子ども・子育て支援事業計画の対応項目	
基本目標	施策の方向	No.	施策名等	施策の内容	対応項目	記載事項
1 地域の子育て支援	1 子育て家庭への支援	(1)	子育て・親育ちの推進 【重点事業】 親育ちの啓発 保育参加の促進	・親であることの意識や意義を考える場の提供 ・父親の育児参加による母親の負担軽減	※	<p>【必須記載事項】</p> <p>A 区域の設定</p> <p>B 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>C 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>D 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>【任意記載事項】</p> <p>e 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p> <p>f 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携</p> <p>g 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p> <p>※ 基本指針に定めはないが、町として検討する事項</p>
		(2)	地域子育て支援拠点事業 【重点事業】 子育てサロンの拡大（つどいの広場） 子育てスペース「でんでんむし」・「かるがも親子」の充実	・子育て中の親子が気軽に集い、交流し、相談できる子育てサロンの充実 ・子育てスペース「でんでんむし」・「かるがも親子」、保育園の園庭解放等の推進	C	
		(3)	一時預かり事業の充実 【重点事業】 一時預かりの実施 ファミリー・サポート・センターの設立	一時保育サービスの実施やファミリー・サポート・センターの設置等により、地域での相互援助体制を設立	C	
	2 保育サービスの充実	(1)	保育園運営の充実	安全性や快適性への配慮のもと、保育ニーズの高まりへを踏まえ、保育施設としての機能を発揮するための運営管理体制の充実	Be	
		(2)	特別保育の充実 【重点事業】 延長保育事業の充実 休日保育事業の実施 その他の特別保育の検討	保護者が安心して就労できるよう、多様なニーズに対応した特別保育の充実	C	
	3 幼児教育の充実	(1)	幼稚園教育の充実	幼稚園教育の充実、幼稚園情報の提供に努め、利用者や地域のニーズに応えるための事業の充実	Be	
		(2)	保育園、幼稚園と小学校との連携	地域の実情に合あわせ、保育園、幼稚園、学校の連携が深まるよう、交流を支援	D	
	4 子育てネットワークの充実	(1)	相談・情報提供の推進 【重点事業】 情報提供の充実 （子育て支援ふれあいトーク等） インターネット等の活用	・子育て家庭が気軽に安心して相談できるよう、相談活動の充実 ・幅広い子育て情報を入手できるよう、情報提供手段の検討と体制の充実	※	
		(2)	地域子育てネットワークづくり 【重点事業】 地域子育て支援のネットワーク化 地域の見守りの充実 子育ての仲間づくりの支援	・地域における子育て支援のネットワーク化の推進 ・子育て中の保護者の仲間づくりの支援	※	
	5 児童の健全育成	(1)	放課後児童対策の充実	学童保育における子どもの健康増進、情操を豊かにする指導への支援	C	
(2)		子どもの居場所づくり	・放課後や休日における子どもの居場所づくり ・公園の安全性、快適性からの整備	※		
6 経済支援の充実			各種助成制度の周知や充実による子育て家庭の経済的負担の軽減	※		

二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）					子ども・子育て支援事業計画の対応項目	
基本目標	施策の方向	No.	施策名等	施策の内容	対応項目	記載事項
2 母性と乳児・幼児等の健康の管理・増進	1 母子保健の充実	(1)	妊娠・出産時の健康確保 【重点事業】 情報・相談・交流機会の提供(再掲)	・安心して妊娠・出産期を過ごせるよう、母子保健対策の充実 ・妊婦同士の交流による出産・育児の知識に普及	C	<p>【必須記載事項】</p> <p>A 区域の設定</p> <p>B 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>C 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>D 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>【任意記載事項】</p> <p>e 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p> <p>f 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携</p> <p>g 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p> <p>※ 基本指針に定めはないが、町として検討する事項</p>
		(2)	乳幼児の健康診査・訪問児童の充実	・疾病や障がいの早期発見、早期対応 ・育児支援の場としての健康診査の充実、診査後のフォロー体制の充実	C	
		(3)	育児相談・学習の充実	・専門家による育児相談や育児教室等を通じた子育て家庭への支援	※	
		(4)	不妊に対する支援	・不妊に関する情報提供や相談体制の整備 ・医療費助成の周知	※	
	2 食育の推進	(1)	食育の啓発・指導	・発達段階に応じた食育の啓発 ・望ましい食習慣の定着や食を通じた心身の健全育成	※	
		(2)	学校等における食育の推進	・学校における食育学習の推進 ・食を通じた豊かな家庭環境づくり ・地域と連携した食の学習機会の充実	※	
	3 思春期保健対策の充実	(1)	学校保健の充実	・児童生徒の健全で安全な生活を送る基礎を培うための啓発・学習の推進	※	
		(2)	心の問題への対応	・いじめ不登校の悩みを抱える子どもや保護者への相談・指導体制の充実	※	
	4 小児医療の充実			・かかりつけ医の普及 ・医療費の経済的援助 ・小児救急医療体制の充実	※	
	3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備	1 次代の親の育成			・子育てを社会全体で支援するための意識啓発 ・若い世代が子育てに関わりを持つための活動を支援	
2 学校の教育環境の整備		(1)	生きる力を育む学校教育の推進	・自己教育力の育成、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた「生きる力を育む」教育の推進	※	
		(2)	特色ある学校づくりの推進	・家庭・学校・地域の連携を強め、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進	※	
3 家庭や地域の教育力の向上		(1)	家庭教育の充実 【重点事業】 家庭教育に関する学習機会の充実(再掲)	・家庭の教育力を高めるよう、学習機会や情報の提供	※	
	(2)	地域教育力の向上	・地域において様々な学習・体験ができるよう、地域における教育力を向上 ・地域間交流による地域活動の活性化 ・地域教育力ネットワーク会議の充実	※		

二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）					子ども・子育て支援事業計画の対応項目	
基本目標	施策の方向	No.	施策名等	施策の内容	対応項目	記載事項
4 子育てを支援する生活環境の整備	1 良好な居住環境の整備		【重点事業】 楽しさある公園・緑地の整備	子育て世代のゆとりある住生活のため、住宅供給の促進、公園・緑地の子どもの広場として活用促進	※	【必須記載事項】 A 区域の設定 B 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 C 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及びその実施時期 D 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 【任意記載事項】 e 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 f 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 g 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ※ 基本指針に定めはないが、町として検討する事項
	2 安全・安心のまちづくり		【重点事業】 安全な道路環境の整備 防犯灯等の整備 公共施設等の改善整備 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	子ども連れでも安心して外出できるように、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進	※	
	3 子ども等の安全の確保		(1)	交通安全と防犯・防災対策の充実	・交通安全対策の充実、地域をあげての防犯体制づくり ・妊婦や子どもたちの防災対策の推進	
(2)			有害環境対策の推進	・関係機関との連携による青少年に有害な環境の浄化活動の推進 ・地域ぐるみの非行防止活動の推進	※	
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 男性を含めた働き方の見直し等の啓発			・子育てしやすい職場環境づくりのため、関係法令等の定着、経営者等の意識の向上を促進 ・一般町民に対し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発	g	
	2 仕事と子育ての両立の推進		【重点事業】 男性が参加する子育ての促進（再掲）	男女がともに子育てに参加する、仕事と家庭生活とのバランスがとれた生き方への意識醸成の促進	g	
6 要保護児童への対応	1 児童虐待防止対策の充実			・児童虐待防止に向けた意識啓発、相談活動の充実 ・虐待の防止、早期発見、早期対応を図る体制の充実	f	
	2 ひとり親家庭の自立支援			相談体制の充実、生活支援・就労支援・経済支援のよるひとり親家庭の自立促進	f	
	3 障がい児対策の充実			早期養育体制の充実、就学前教育における障害児の受け入れ、学校における特別支援教育など、障害がある子どもが地域で安心して生活できる体制づくり	f	